

国民健康保険・後期高齢者医療制度の保険証

8月1日(水)からの新しい保険証を7月下旬に郵送

国民健康保険および後期高齢者医療制度にご加入の方が現在お使いになっている保険証は、7月31日(火)で有効期限が切れ、8月1日(水)からは使用できなくなります。新しい保険証は、7月下旬に簡易書留郵便で郵送しますので、8月1日以降に使用してください。

有効期限の切れた保険証は、8月1日以降にお住まいの区の保険年金課または市民センターに返却していただくか、細かく裁断し破棄してください。

問い合わせ

- 健康保険課 ☎245-5145 (国民健康保険)
☎245-5170 (後期高齢者医療制度)
FAX245-5544 E:hoken.HWH@city.chiba.lg.jp
- 各区役所保険年金課
中央区 ☎221-2131 花見川区 ☎275-6255 稲毛区 ☎284-6119
若葉区 ☎233-8131 緑区 ☎292-8119 美浜区 ☎270-3131

国民健康保険

■ 保険証の有効期限

保険証の有効期限は原則1年(来年7月31日(水)まで)ですが、一部の人は保険証の有効期限が異なる場合があります。該当する方には、有効期限が切れる前に新しい保険証を郵送します。

■ 短期保険証

納期限から6カ月以上1年未満の未納保険料がある世帯には、有効期限が来年1月31日(水)までの保険証を郵送します。

■ 被保険者資格証明書

納期限から1年を過ぎた未納保険料がある世帯には「被保険者資格証明書」を郵送します。これは被保険者であることを証明するもので、保険証とは異なり医療機関で受診するときは全額自己負担(10割)となります。なお、保険料の納付については、お住まいの区の保険年金課へご相談ください。

非課税世帯の方の入院時の食事代を減額

標準負担額減額認定証を交付

入院時の食事にかかる費用負担は1食当たり260円ですが、市町村民税非課税世帯の方は、医療機関の窓口で「標準負担額減額認定証」を提示することにより【下表】のとおり減額されます。

「標準負担額減額認定証」の交付を希望する方は、申請してください。また、すでに交付を受けている方でも、8月以降に継続して認定証が必要な場合は、再度申請が必要になります。8月1日(水)以降に更新の手続きをしてください。後期高齢者医療制度に加入している方で新しい保険証の送付時に認定証が同封されており、過去12カ月の入院日数が90日以内の方は、手続きは不要です。

保険種別	要件	入院時の食事にかかる標準負担額	
		過去12カ月の入院日数	
国民健康保険(70歳未満)	市町村民税非課税世帯	90日以内	1食210円
		90日超	1食160円
国民健康保険(70歳以上)および後期高齢者医療	市町村民税非課税で、全世帯員の所得(年金収入は控除額80万円で計算)が0円の方	90日以内	1食210円
		90日超	1食160円

- 申請先** お住まいの区の保険年金課
- 必要書類**
- ①国民健康保険証または後期高齢者医療制度の保険証
 - ②過去12カ月の入院日数が90日を超える方は、領収書など入院日数が確認できる書類とお手持ちの認定証
 - ③今年1月2日以降に本市に転入された方は、前住所地の市町村民税非課税証明書など

後期高齢者医療制度

■ 一部負担金の割合

医療機関の窓口で被保険者の皆さんに支払っていただく一部負担金の割合は、前年中の所得などにより判定します。

① 1割負担(一般)となる方

平成24年度市町村民税の課税標準が145万円未満の方で、同一世帯に課税標準が145万円以上の後期高齢者医療制度の被保険者がいない方。

② 3割負担(現役並み所得者)となる方

①以外の方。ただし、3割負担と判定されても申請により1割負担となる場合があります【上表】。

*世帯内の被保険者が1人の場合、被保険者の平成23年中の収入が383万円以上でも、同一世帯の70歳~74歳の方も含めた平成23年中の収入合計が520万円未満の場合は1割負担となります。

3割負担と判定されても1割負担となる方

同一世帯の被保険者数	平成23年中の収入合計
1人	383万円未満
2人以上	520万円未満

医療費の高額な自己負担が軽減されます

限度額適用認定証を交付

医療費が高額になるときは、医療機関の窓口で「限度額適用認定証」を提示することで、自己負担限度額以上の高額な医療費を支払う必要がなくなります。この認定証の交付を希望する方は申請してください。また、すでに交付を受けている方でも、8月以降に継続して必要な場合は再度申請が必要になりますので、8月1日(水)以降に更新手続きをしてください。後期高齢者医療制度に加入している方で新しい保険証の送付時に認定証が同封された方は、手続きは不要です。

対象

- 国民健康保険または後期高齢者医療制度に加入している方で
- ①70歳未満(後期高齢者医療制度加入者を除く)の方。
- ②70歳以上(65歳以上の後期高齢者医療制度加入者を含む)で、市町村民税非課税世帯の方。
- *70歳以上(65歳以上の後期高齢者医療制度加入者を含む)で市町村民税課税世帯の方は、保険証提示のみで医療費の限度額の適用が受けられるので、申請の必要はありません。

申請先

お住まいの区の保険年金課

必要書類

- 国民健康保険証または後期高齢者医療制度の保険証
- ①保険料に未納がある場合は、納付相談が必要です。
- ②限度額適用認定証を提示しない場合でも、高額療養費に該当した場合は、後日通知し、申請により支給します。

7/23(月)~29日(日) 肝臓週間 肝炎検査を受けましょう!

7月23日(月)~29日(日)は肝臓週間です。同週間は肝臓疾患の正しい知識の普及と感染予防の重要性を知っていただくために定められています。

肝炎は、自覚症状が現れにくいので、気付かないうちに重症化していることが多い一方、症状が軽いうちに治療をすることで、肝硬変や肝がんなどの病気への進行を予防し、または遅らせることができます。症状がなくても、一生に一度は、肝炎検査を受けましょう。検査費用は無料です。

①40歳以上(来年3月31日時点)で過去に肝炎検査を受診したことがない方

検査場所

- 市内協力医療機関
- ・40歳以上5歳ごと(40歳、45歳、50歳...)の年齢の方には、5月中旬に受診券シールを郵送しています。
- ・41歳以上で受診を希望する方は、事前に下記へお申し込みください(後日、受診券シールを郵送します)。

申し込み

電話で、健康支援課 ☎238-9930

問い合わせ 同課 ☎【上記】 FAX238-9946

②40歳未満(来年3月31日時点)の方

検査場所

市保健所(美浜区幸町1)

検査日時 毎月第2火曜日11:00~11:30(予約制)

申し込み 検査日の前日までに電話で、市保健所感染症対策課☎238-9974へ予約

問い合わせ 同課 ☎【上記】 FAX238-9932

自立・就労サポートセンター

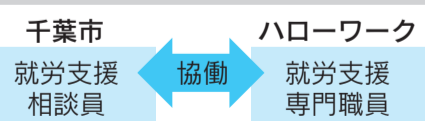
市では、生活保護者などの生活に困窮された方々への就労支援を強化するために、国(千葉労働局)との協働による就労支援窓口(自立・就労サポートセンター)を中央保健福祉センター内に開設しました。なお、求人情報の検索などは8月以降にご利用いただけます。

支援対象者

- 生活保護受給中の方
- 住宅手当受給中の方
- 児童扶養手当受給中の方

自立・就労サポートセンター

支援対象者のための専用窓口



- 雇用先開拓
- 職業紹介の実施
- 就労および就労の継続

設置場所

中央保健福祉センター内(中央区中央4きぼーる11階)

支援内容

- ①職業紹介。②求人情報の検索。③就労支援セミナーの実施。
- *②③は8月以降。
- *雇用保険の手続きを行うことはできません。所在地を管轄するハローワークをご利用ください。

問い合わせ 保護課 ☎245-5165 FAX245-5541